

# 「鎮守庵公園 公園樹木整姿剪定業務委託」仕様書

(担当:谷、井上 TEL075-492-3111)

## 1 件名

鎮守庵公園 公園樹木整姿剪定業務委託

## 2 目的及び概要

公園内の樹木(ケヤキ)について、大きくなり枯枝の落枝が発生するなど、公園利用上の支障となっている。

本件は、枯枝等の除去を行うとともに、樹木の整姿剪定を行うことにより、公園空間の安全性を回復するものである。

## 3 期間

契約締結の日から令和7年11月15日まで

## 4 履行場所

京都市北区西賀茂鎮守庵町 地内(鎮守庵公園)

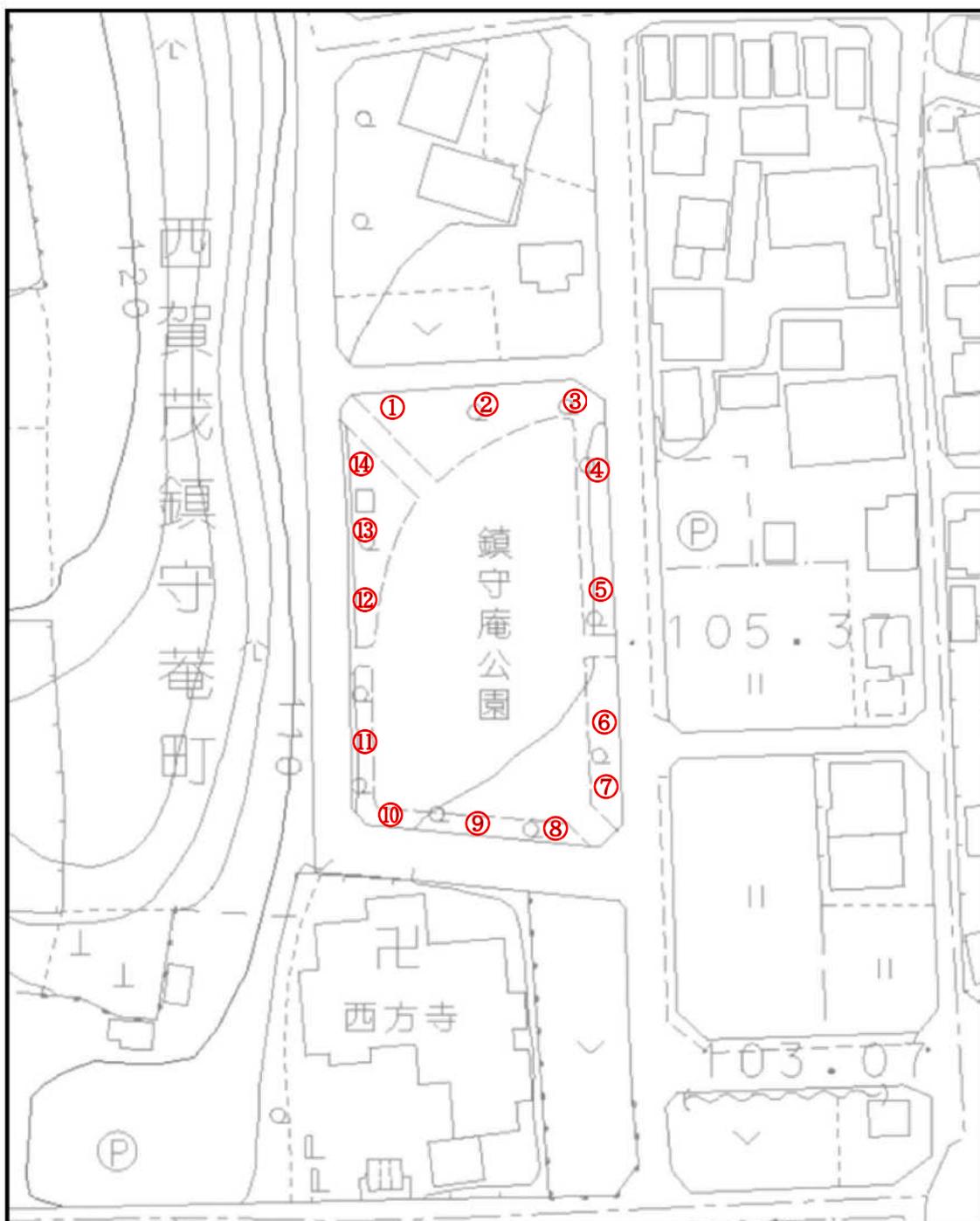
## 5 業務内容等(業務の範囲は、位置図及び現況写真の赤色部分等)

- ・ 範囲内における対象木の整姿剪定及び枯枝の除去を行うこと。
- ・ 整姿剪定の実施にあたっては、現状の樹高を3分の2程度に抑えるとともに、枝を3分の1程度、間引くよう剪定を行うこと。
- ・ 道路に越境している部分は、道路境界において車道側は車道面から4.5mまでの枝(下垂枝を含む。)を剪定し、歩行者及び車両の通行空間の安全性を確保すること。
- ・ 剪定にあたっては、樹木全体の樹形バランスを考慮のうえ行うこと。
- ・ 発生材(枝葉)の運搬処分

### 【剪定対象木 一覧表】

番号	樹種	幹周(cm)	番号	樹種	幹周(cm)
①	ケヤキ	170	⑧	ケヤキ	189
②	ケヤキ	165	⑨	ケヤキ	201
③	ケヤキ	102	⑩	ケヤキ	176
④	ケヤキ	202	⑪	ケヤキ	130
⑤	ケヤキ	189	⑫	ケヤキ	159
⑥	ケヤキ	191	⑬	ケヤキ	181
⑦	ケヤキ	195	⑭	ケヤキ	167

【対象木位置図】 鎮守庵公園



【現況写真】

○公園北側(撮影方向:西→東)



○公園東側(撮影方向:南→北)



○公園南側(撮影方向:東→西)



○公園西側(撮影方向:北→南)



## 6 支払条件

業務完了後、範囲において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

## 7 本業務における留意事項等

- ・ 業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。  
なお、写真帳は、対象木ごとに、着手前、完成写真、業務工程ごとの業務状況写真を提出すること。
- ・ 業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・ 剪定範囲の詳細については、契約後、現地立会により指示する。
- ・ 本業務の実施で生じる発生材(枝葉)については、適切に処分すること。
- ・ 発生材(枝葉)は、現場に仮置きすることなく、即日、処分すること。なお、処分先の都合等、やむを得ず現場での仮置きを行う場合は、監督職員と協議のうえ、仮置き場所や安全対策の方法に関する指示を受けること。
- ・ 近隣住民等との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。